

ぎふ SDGs 推進パートナー認証制度

申請の手引き ・ 募集要項



令和8年8月6日

岐阜県 総合企画部 総合政策課 SDGs 推進室

目 次

1 はじめに.....	2 -
(1) 制度創設の背景と目的	2 -
(2) ぎふSDGs推進パートナー制度とは.....	2 -
(3) 手引きの目的	3 -
2 ぎふSDGs推進パートナー認証制度の概要	4 -
(1) 認証制度について	4 -
(2) 認証を受けるメリット.....	4 -
(3) 認証要件について.....	5 -
(4) 認証までの流れ	7 -
3 2026 年度募集について	9 -
(1) 申請対象者	9 -
(2) 申請受付期間	9 -
(3) 申請書類	9 -
(4) 申請方法等.....	9 -
(5) 認証までのスケジュール	10 -
4 審査のポイント.....	11 -
(1) 形式審査.....	11 -
(2) 内容審査	11 -
5 認証後の進捗状況報告	13 -
(1) 進捗状況報告とは	13 -
(2) 報告期限	13 -
(3) 報告内容	13 -
(4) 提出様式	13 -
(5) 公表について	13 -
6 認証後の各種手続	14 -
(1) 認証の有効期間.....	14 -
(2) 認証の更新.....	14 -
(3) 認証内容の変更	14 -
(4) 認証の辞退	15 -
(5) 認証の取消し	15 -
7 問い合わせ先.....	16 -

1 はじめに

(1) 制度創設の背景と目的

岐阜県では、令和5年度より、SDGsへの取組の推進やSDGsに取り組む事業者の裾野を広げることを目的に、SDGsの達成に向けた取組を行っている事業者を県が登録して「見える化」する制度「ぎふSDGs推進パートナー登録制度」を立ち上げました。

2030年のSDGs達成期限まで残り5年を切った今、SDGsを「知っている」から「実践している」へと、取組の実効性を更に高める段階に来ていることから、今回、新たな認証制度である「ぎふSDGs推進パートナー認証制度」（以下「認証制度」という。）を創設しました。

今回創設した認証制度は、単なるSDGsの取組の登録・周知にとどまらず、事業者がSDGsの具体的な行動を起こしているかを審査・認証することで魅力ある職場づくりを促進し、特に、岐阜県を若者や女性が活躍し続けられる地域にすることを目指します。

人口減少や気候変動など、SDGsが掲げる課題は依然として山積しています。持続可能で、人やモノが集まる岐阜県づくりに向けて取組を止めるわけにはいきません。

本制度は、SDGsに本気に向き合う事業者の皆さんの努力を、県が正式に評価し認証するものです。ぜひ、多くの事業者の皆さんからのご応募をお待ちしております。

(2) ぎふSDGs推進パートナー制度とは

岐阜県では、SDGsの達成に向けた取組を行う事業者を「見える化」し、広く発信することで、事業者の持続可能な成長と地域課題の解決を後押しするため、これまでの「登録制度」と新たな「認証制度」を一体化し、「ぎふSDGs推進パートナー制度」として運用していきます。

この「ぎふSDGs推進パートナー制度」は、上位区分から順に、新たな認証制度「プラチナパートナー」の1区分と、これまでの登録制度「ゴールドパートナー」、「シルバーパートナー」の2区分を合わせた、計3区分で構成されています。



(3) 手引きの目的

「ぎふSDGs推進パートナー制度」の最上位区分であるプラチナパートナーは、ゴールドパートナーの要件を満たしたうえで、若者・女性に選ばれる魅力的な職場づくりやサステナブル経営に関する取組について審査・評価を行い、認証するものです。

本手引きは、プラチナパートナー認証制度への申請を検討している事業者の皆様を対象に、認証要件、申請手続、提出書類、審査のポイント及び認証後の手続等を分かりやすく説明するものです。

認証制度への申請に当たっては、本手引き及び別添資料をご確認いただき、制度の趣旨や認証要件をご理解のうえ、申請書類の作成及び提出にご活用ください。

2 ぎふSDGs推進パートナー認証制度の概要

(1) 認証制度について

認証制度は、ぎふSDGs推進パートナー制度の最上位区分として、SDGsの達成に向けた具体的な行動を実践している事業者を認証する制度です。

認証にあたっては、環境・社会・経済の3側面におけるSDGsの取組に加え、特に若者・女性に選ばれる職場づくりに関する取組を重点的に評価します。

本制度は「現在どれだけ優れているか」だけでなく、「目標を定め、その達成に向けて継続的に取り組んでいるか」を評価する制度です。

(2) 認証を受けるメリット

認証制度を取得することで、自社のSDGsへの取組や若者・女性に選ばれる職場づくりに向けた取組を広く発信することができます。また、採用活動や企業イメージの向上など、さまざまな場面で認証を活用することができます。

① 企業の信頼性・認知度の向上

認証事業者には認証書を交付するとともに、認証ロゴマークを名刺、ホームページ、会社案内、求人票等に使用することができます。また、県の公式ホームページやぎふSDGs推進ポータルサイト等に企業情報や取組内容を掲載し、県内へ広く情報発信を行います。

▼ 主なメリット

- ・ 認証式における認証書の授与
- ・ 認証ロゴマークの使用
- ・ 県ホームページ等での企業情報掲載

② 若者・女性に向けた情報発信の強化

認証事業者の取組について、求職中の若者や女性を対象とした情報発信を行います。若者・女性に選ばれる職場づくりに積極的に取り組む企業として、自社の魅力を効果的にPRすることができます。

▼ 主なメリット

- ・ 認証制度特設ページ等での情報発信
- ・ 若者・女性に向けた企業PR支援

③ 採用活動のサポート

認証取得により、若者・女性に選ばれる魅力的な企業であることを対外的に示すことができます。

また、県が実施する就職イベント等において優遇措置を受けることができます。

▼ 主なメリット

- ・ 県主催の就職フェア等への出展に係る優先的な取扱い
- ・ 県中小企業総合人材確保センターの求人票への明示

④ 県との取引における優遇

認証事業者は、県との取引において各種優遇措置を受けることができます。

▼ 主なメリット

- ・ 建設工事の入札参加資格審査における加点
- ・ 各種プロポーザルにおける加点
- ・ 公共事業等の受注機会の拡大

⑤ 資金調達のサポート

認証取得により、金融面での支援制度を活用することができます。

▼ 主なメリット

- ・ 県制度融資の優遇措置
- ・ 設備投資や人材確保に向けた資金調達支援
- ・ 金融機関等による独自の融資・支援メニューの活用

(3) 認証要件について

認証制度を受けるためには、次の要件をすべて満たす必要があります。認証要件のうち、特に「⑦ 若者・女性に選ばれる職場づくりに取り組んでいること」が、プラチナパートナー認証の大きな特徴です。また、別添Ⅰ「プラチナパートナー認証要件」も合わせてご確認ください。

① 「清流の国ぎふ」SDGs推進ネットワークに加入していること

認証申請を行うためには、「清流の国ぎふ」SDGs推進ネットワークの会員である必要があります。まだ加入していない場合は、事前に入会手続きを行ってください。

▼「清流の国ぎふ」SDGs 推進ネットワーク 入会申込フォーム

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/94353.html>

② SDGsの重点的な取組を実践していること

環境・社会・経済の3側面について、それぞれ重点的な取組を設定し、その達成に向けた取組を実践している必要があります。

▼ ポイント

- ・ 取組だけでなくKPI（指標・目標）を設定すること。
- ・ 将来の目標だけでなく、現在取組を実践していること。
- ・ 各取組について、SDGsのゴールとの関連付けを行うこと。

③ SDGs取組チェックリストの基準を満たしていること

SDGs達成に向けた具体的な取組チェックリストについて、自己チェックの結果が次の基準を満たしている必要があります。チェックリストは認証要件の一つです。申請前に必ず確認してください。

区 分	ガバナンス・環境・社会・経済	全 体
中小企業等	各項目2割以上	6割以上
大企業等	各項目3割以上	8割以上

④ SDGsの重点的な取組内容を社内で共有していること

設定した指標・目標や重点的な取組について、従業員へ共有されているとともに、目標達成に向けた推進体制や仕組みが整備されている必要があります。

▼ ポイント

- ・ 担当部署や責任者が明確になっているか。
- ・ 進捗管理を行う仕組みがあるか。
- ・ 従業員が取組内容を理解しているか。

⑤ SDGsの重点的な取組内容を対外的に公表していること

自社ホームページまたは事務所の受付・掲示板などにおいて、既に、重点的な取組内容を公表している必要があります。

⑥ 若者・女性に選ばれる職場づくりに取り組んでいること

認証制度では、若者・女性に選ばれる職場づくりに関する取組を重点的に評価します。そのため、若者・女性に選ばれる魅力的な事業所を目指し、具体的なKPI（指標・目標）を設定した3つの取組を定め、その達成に向けた取組を実践している必要があります。

▼ ポイント

- ・ 若者・女性に選ばれる事業者となることを目的とした3つの取組を設定すること。
- ・ 各取組について、具体的なKPI（指標・目標）を設定すること。
- ・ 設定したKPI（指標・目標）の達成に向けた取組を実践していること。
- ・ 各取組について、SDGsのゴールとの関連付けを行うこと。

⑦ 法令遵守等に問題がないこと

次のいずれにも該当しないことが必要です。認証制度は、社会的信頼を有する事業者を対象としています。

- ・ 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者
- ・ 過去に重大な法令違反がある者
- ・ その他、県が認証することが適当でないと認める者

⑧ 毎年、進捗状況を報告すること

認証後は毎年1回、県に進捗状況を報告する必要があります。報告にあたっては、次の事項を記載します。なお、初回の認証申請時には提出不要ですが、認証後は毎年継続して報告が必要となりますので、あらかじめご留意ください。

- ・ ⑥で設定したKPI（指標・目標）及び取組内容
- ・ ⑥で設定したKPI（指標・目標）の実績値
- ・ 課題や今後の改善内容など

(4) 認証までの流れ

認証制度では、申請書類の提出後、形式審査及び内容審査を経て、認証事業者を決定します。認証までの流れは次のとおりです。別添2「認証手続のフロー図」も合わせてご確認ください。

① 認証申請

申請者は、受付期間内に申請書類を3（4）の申請方法により、県へ提出します。

② 形式審査

事務局（県）が、申請書類の内容を確認します。認証要件を満たしているか、提出書類に不備がないか等について審査を行います。

申請内容に不備がある場合は、補正を依頼することがあります。なお、補正期限内に必要な対応が行われない場合や、認証要件を満たしていない場合は、内容審査の対象外となる場合があります。

③ 内容審査

形式審査を通過した申請について、外部の有識者（以下「審査会委員」という。）が内容審査を行います。委員は提出書類をもとに、SDGsの取組内容や若者・女性に選ばれる職場づくりに向けた取組等について評価します。

④ 認証候補事業者の選定

事務局（県）が各委員の評価結果を集計し、その結果をもとに審査会が認証候補事業者を選定します。

⑤ 認証決定・結果通知

審査会による選定結果を踏まえ、知事が認証の可否を決定します。

⑥ 認証式(認証書の交付)

認証された事業者には、認証式において、認証書を交付します。

3 2026 年度募集について

(1) 申請対象者

岐阜県内に本社または事業所を有する企業・団体又は個人事業主

(2) 申請受付期間

令和8年8月6日（木）～10月2日（金）

(3) 申請書類

認証制度への申請にあたっては、2（3）認証要件を確認するため、次の書類を提出してください。各書類は、SDGsに関する取組内容や若者・女性に選ばれる職場づくりに向けた取組、組織体制などについて確認するための重要な資料となります。また、別添3「各種手続の提出様式一覧」も合わせてご確認ください。

様式	書類名	確認内容
様式第4号	ぎふSDGs推進パートナー認証 (更新)申請書	事業者情報、法令遵守状況など
様式第2号	SDGsの達成に向けた重点的な取組み宣言書	SDGsの重点取組、KPI(指標・目標)、SDGsとの関連付けなど
様式第3号	SDGsの達成に向けた具体的な取組みチェックリスト	自己点検の結果、SDGsの取組が一定水準以上実践されているか
様式第5号	若者・女性に働き先として選ばれるサステナブル経営の推進に向けた取組宣言書	若者・女性に選ばれる職場づくりに向けた取組が実践されているか、SDGsとの関連付けなど
その他知事が必要と認める書類		様式第3号の回答に係る根拠資料や、その他補足資料など

(4) 申請方法等

次のプラチナパートナー申請フォームにより、「様式第4号」及び「様式第2号」の内容を入力するとともに、「様式第3号」、「様式第5号」及び「様式第3号の回答に係る根拠資料」を添付し、送信してください。

▼ プラチナパートナー申請フォーム

<https://logoform.jp/form/T8mB/1717604>

▼ 添付ファイル

- ・ S D G s の達成に向けた具体的な取組みチェックリスト（様式第3号）
- ・ 若者・女性に働き先として選ばれるサステナブル経営の推進に向けた取組み宣言書（様式第5号）
- ・ 様式第3号の回答に係る根拠資料

▼ 留意事項

- ・ 提出前に、記載漏れや添付漏れがないことを確認してください。
- ・ 様式第3号において根拠資料の提出が必要な項目については、別添4「様式第3号根拠資料一覧」を確認のうえ、必要資料を添付してください。
- ・ 提出後、必要に応じて事務局から補正又は追加資料の提出を依頼する場合があります。

▼ 申請書類作成の参考資料

申請書類の作成にあたっては、次の資料をご活用ください。

- ・ 別添4「様式第3号根拠資料一覧」 ※その他知事が必要と認める書類
- ・ 別添5「様式第5号 記載例」
- ・ 別添6「若者・女性に選ばれる職場づくりに係るK P I 一覧（例）」

(5) 認証までのスケジュール

今年度のスケジュールは次のとおりです。なお、認証まで流れは、2（4）をご確認ください。

① 認証申請の受付

申請者は、受付期間内に申請書類を（4）の申請方法により、県へ提出します。

受付期間：令和8年8月6日(木)～10月2日(金)

② 認証決定・結果通知

審査会による選定結果を踏まえ、知事が認証の可否を決定します。

時 期：令和8年11月下旬

③ 認証式(認証書の交付)

認証された事業者には、認証式において、認証書を交付します。

時 期：令和8年12月中下旬（予定）

4 審査のポイント

認証制度では、申請書類に基づき審査会において審査を行います。審査では、事務局（県）による形式審査と、審査会委員による内容審査を実施します。

▼ 審査結果の考え方

認証制度では、審査会委員による評価結果を基に、認証候補事業者を選定します。審査会委員による評価は 50 点満点で行い、認証候補事業者の選定対象となる基準点は 30 点としています。

なお、最終的な認証の可否は、審査会の審査結果を踏まえ、知事が決定します。

(1) 形式審査

形式審査では、提出書類の不備の有無や 2（3）の認証要件を満たしていることを確認します。

① 主な確認事項

- ・ 「清流の国ぎふ」SDGs推進ネットワークに加入していること。
- ・ SDGsの重点的な取組を実践していること。
- ・ SDGs取組チェックリストの基準を満たしていること。
- ・ SDGsの重点的な取組内容を社内で共有していること。
- ・ SDGsの重点的な取組内容を対外的に公表していること。
- ・ 若者・女性に選ばれる職場づくりに取り組んでいること。
- ・ 法令遵守等に問題がないこと。

② 留意事項

- ・ 提出書類に不備がある場合は補正を依頼します。
- ・ 補正期限ないし申請期限までに、依頼した補正書類が到達しない場合、または認証要件を満たさない場合は、内容審査の対象外となる場合があります。

(2) 内容審査

事務局（県）の形式審査を経過した申請について、審査会委員が書面による内容審査を行います。内容審査では、審査会委員が提出された申請書類をもとに、次の評価項目ごとに、SDGsの取組内容や若者・女性に選ばれる職場づくりに向けた取組について5段階で評価を行います。

① SDGsの三側面(環境・社会・経済)に関する評価

評価項目	ポイント
重点取組の妥当性	・ 環境・社会・経済の各分野において重点的な取組が設定されているか。 ・ KPI(指標・目標)が具体的かつ実現可能な内容となっているか。 ・ 「何を」「どの程度」達成するのかが明確になっているか。
取組チェック状況	・ SDGs達成に向けた取組が幅広く実践されているか。 ・ チェックリストの達成状況が十分であるか。

② 若者・女性に選ばれるサステナブル経営に関する評価(最も重視する評価)

評価項目	ポイント
課題の把握	・ 自社の現状や課題を適切に把握しているか。 ・ 課題の原因や背景を分析しているか。
具体性・持効性	・ 取組内容が具体的で分かりやすいか。 ・ 実際に実施可能な内容となっているか。
KPIの適切性	・ 目標が数値で設定されているか。 ・ 若者・女性に選ばれる職場づくりにつながる内容となっているか。
若者・女性への効果	・ 採用、定着、活躍の促進につながる内容か。 ・ 効果が期待できる取組となっているか。
取組の持続性	・ 一時的な取組ではなく継続的な取組となっているか。
発展性	・ 将来的に組織全体へ展開することが期待できるか。

③ ガバナンスに関する評価

評価項目	ポイント
社内浸透の取組	・ 従業員へ取組内容やKPI(指標・目標)が共有されているか。 ・ 従業員が主体的に関わる仕組みがあるか。
推進体制の明確性	・ 責任者や担当部署が明確か。 ・ 組織として推進する体制が整備されているか。

5 認証後の進捗状況報告

認証制度では、認証取得後も継続的に取組を実践し、その成果を確認するため、毎年1回、取組の進捗状況を県へ報告していただきます。

(1) 進捗状況報告とは

認証事業者は、認証時に設定した若者・女性に選ばれるサステナブル経営の推進に向けた取組について、その進捗状況を毎年県へ報告する必要があります。

進捗状況報告は、認証後の取組状況を確認するとともに、継続的な改善につなげることを目的としています。

(2) 報告期限

認証事業者は、認証の日から1年が経過するごとに、県が指定する期間内に進捗状況を報告してください。正当な理由なく報告を怠った場合、認証を取り消す場合があります。

県が指定する期日など詳細については、改めて県よりご連絡します。

(3) 報告内容

進捗状況報告では、認証申請時に設定した、若者・女性に選ばれる職場づくりに関するKPI（指標・目標）ごとに、目標達成に向けた進捗状況を報告します。

▼ 主な報告内容

- ・ 認証申請時に設定したKPI（指標・目標）の実績値
- ・ 1年間の取組状況の自己評価と来期に向けた課題整理、改善策など

(4) 提出様式

進捗状況報告は、「ぎふSDGs推進パートナー取組状況報告（様式第6号）」により提出いただきます。記載方法については、別添7「様式第6号 記載例」をご確認ください。

(5) 公表について

認証事業者から報告いただいた取組内容、KPI（指標・目標）及び進捗状況については、(4)の提出様式にて、県ホームページに公表します。

進捗状況を公表することで、事業者の取組を広く発信するとともに、若者・女性、従業員、取引先等に対する信頼性の向上につながります。

6 認証後の各種手続

認証事業者は、更新、変更、辞退等の各種手続を行う場合、所定の様式により申請又は届出を行う必要があります。手続における提出書類及び審査会による審査の要否については、別添3「各種手続の提出様式一覧」及び別添8「各種手続一覧／審査会の要否」も合わせてご確認ください。

(1) 認証の有効期間

認証の有効期間は、認証を受けた日から起算して3年を経過する日の属する月の末日です。認証を継続する場合は、有効期間満了前に更新手続を行う必要があります。

(2) 認証の更新

認証後に認証内容に変更が生じた場合は、変更申請を行う必要があります。

① 更新案内について

認証の有効期間満了日の属する年度になりましたら、県から対象事業者へ更新手続に関する案内を送付します。

更新を希望する事業者は、案内に従い、所定の期間内に更新申請を行ってください。

② 提出書類

基本、認証申請時と同様の書類を提出していただきます。ただし、従前の認証申請時から変更がない場合は、一部書類の提出を省略することができます。

③ 更新時の審査

認証期間中の取組内容から変更がある場合は、認証申請時と同様に審査を行います。なお、前回の認証内容から変更がない場合は、審査を省略します。

(3) 認証内容の変更

認証後に認証内容に変更が生じる場合は、変更申請を行う必要があります。

① 提出書類

- ・ ぎふSDGs推進パートナー登録・認証内容変更申請書（様式第7号）
- ・ 変更内容に応じて、様式第2号、様式第3号又は様式第5号を提出してください。

② 審査が必要となる場合

次のような変更は、認証内容に影響するため、審査の対象となります。

- ・ K P I（指標・目標）の変更
- ・ 若者・女性に選ばれる職場づくりに関する取組内容の変更
- ・ その他認証要件に関わる変更

③ 軽微な変更

次のような変更は、原則として審査を行いません。なお、個別の変更内容について、判断に迷う場合は、事前に県へご相談ください。

- ・ 代表者の変更
- ・ 所在地の変更
- ・ 担当者の変更
- ・ その他、認証内容に影響を与えない変更

(4) 認証の辞退

認証事業者が認証の継続を希望しない場合は、辞退届を提出してください。なお、認証を辞退した場合は、認証書及びロゴマークを使用することはできません。

提出書類

- ・ ぎふSDGs推進パートナー辞退届（様式第8号）

(5) 認証の取消し

次のいずれかに該当する場合は、認証を取り消すことがあります。なお、認証が取り消された場合は、認証書及びロゴマークの使用を中止していただきます。

主な取消事由

- ・ 虚偽又は不正な手段により認証を受けた場合
- ・ 重大な法令違反があった場合
- ・ 認証内容に実態がないことが判明した場合
- ・ 認証事業者として適当でないと認められる場合
- ・ 正当な理由なく進捗状況報告を行わなかった場合

7 問い合わせ先

認証制度に関するご質問や各種手続に関する問い合わせは、下記までご連絡ください。

岐阜県総合企画部総合政策課

SDGs推進室SDGs推進係

TEL:058-272-8251

電子メールアドレス:c11122@pref.gifu.lg.jp